

輸出入管理その他－検査・検疫

2020年8月26日更新

国家質量監督検疫総局が各地に設置した出入国検査検疫機関および国家質量監督検疫総局が認可した検査機関（以下「検査検疫機関」と略称）は、『輸出入商品検驗法』（1989年8月1日より実施、2002年10月1日より改正実施、2013年6月29日より改正実施）、『輸出入商品検驗法实施条例』（2005年12月1日より実施、2017年3月1日より改正実施）、『輸出入商品再検方法』（2005年10月1日より実施）に基づいて、『出入国検驗検疫機関が検驗検疫を実施する輸出入商品目録』（2013年版）（2013年1月1日より実施、2013年8月15日、2014年1月1日、2014年6月9日、2014年12月31日、2015年12月29日、2016年9月1日、2016年12月27日、2017年2月28日、2017年8月21日調整）に指定される輸出入商品（2013年1月1日よりHSコード5,199税目。うち輸入検査検疫のものは4,422税目、輸出検査検疫のものは4,491税目、税関と共同実施するものは3税目）、およびその他法律・行政法規が規定した輸出入商品に対して、検査を行わなければならない。2013年8月15日に『出入国検驗検疫機関が検驗検疫を実施する輸出入商品目録』（2013年版）が調整され、1,507税目の一般工業商品は輸出検査の対象から外され、ただしうち87税目の商品は依然として輸出動植物検疫が実施される。同時に、2税目の褐煤商品が新たに輸入検査検疫の対象とされる。輸入商品は検査されなければ、中国国内での販売ならびに使用できない。2014年1月1日に『出入国検驗検疫機関が検驗検疫を実施する輸出入商品目録』が調整され、スチレンなどの危険化学品製品13税目が新たに輸出・輸入の検査対象とされ、血液型判定用試薬などの医学診断・測定4税目は新たに輸出・輸入の衛生検疫対象とされ、心電図記録機器などの3税目は輸入検査検疫の対象から外された。2014年6月15日より、機械電気製品、食品接触製品など222の商品の輸出検査の取消に伴い、一般工業製品の輸出商品検査はすべて撤廃された。他方、2014年7月15日より、フェロシリコン（HSコード7202210010、7202290010）は、輸出検査の対象に追加される。2015年1月1日より獣用疫苗は輸出・輸入検査検疫の対象から外され、2015年2月1日より児童用自動車安全座椅子は輸出・輸入検査の対象に、綿花収穫機、その他の車用アルミ合金製車輪とその部品、オゾン治療器・酸素治療器などは輸入の検査対象とされた。

『出入国検驗検疫機関が検驗検疫を実施する輸出入商品目録』以外の輸出入商品について、抜き取り検査が実施される。

輸出企業の負担を軽減するために、2014年1月1日～12月31日、全ての輸出貨物、輸送道具、コンテナおよびその他の法定検査検疫物品は輸出商品検査検疫費が免除される。

2018年3月、「国务院機構改革方案」により、国家質量監督検疫総局の出入国検驗検疫管理職責とチームが税関総署に統合された。

1. 検査

検査検疫機関が輸出入商品に対して実施する検査は、安全・衛生・健康・環境保全・詐欺防止などの要件や商品の品質・数量・重量などを対象とする。『輸出入商品検驗検査法』

中国 貿易管理制度

(1989年8月1日より実施、2002年10月1日より改正実施)により、検査検疫機関の検査を受けなければならない輸出入商品について、輸入貿易の荷受人または輸出貿易の発送人、輸出入代理人は、検査検疫機関が規定した場所と期限内に輸出入商品の検査を受けなければならない。検査検疫機関は、規定された期限内に検査を終了し、検査証明書を発給する。税関は、検査検疫機関が発給した検査証明書を確認した上で商品を通関させる。

『通関書オンライン検証の実施に関する公告』(2008年1月1日から実施)により、検査検疫機関は商品に対して検査を実施後、通関書を発給し、電子データをリアルタイムに税関に伝送する。税関は通関書の電子データにより商品を通関させ、通関手続きを終えた後、通関書の使用状況を国家質量監督検験検疫総局にフィードバックする。

ただし、『輸出入商品検験免除方法』(2002年10月1日より実施)により、「輸出入商品検験種類表」に指定される輸入商品であっても、食品・動植物、危険品、ばら積み輸送、検疫証明書が必要である商品などを除いて、荷受人が申請した上で、国家質量監督検験検疫総局の許可により、検査が免除されることも可能である。さらに、年間輸出額が500万ドル以上、ISO9000品質管理体系が整備されており、品質が安定し、輸出工業製品生産企業の一類・二類に当たる企業の製品は、国家質量監督検験検疫総局の許可により、産地検査検疫を受ければ通関時の検査検疫が免除されるというグリーンパス制度が適用される。

なお、『強制的製品認証管理規定』(2009年9月1日より実施)に基づき、中国には、輸入品と国産品に共通の強制製品認証制度(CCC)がある。強制認証が必要とされる19品目132種類の「製品目録」が2001年末に公布され、2012年には22品目163種類へと増加した。該当製品は強制認証(CCC)を受けなければ、販売や輸入はできない。該当製品の輸入に際して、製品にCCCの証書とマークが備えられていなければ、各地の検査検疫機関が該当輸入製品の輸入検査検疫の申請を受けつけない。認証認可の機関と活動については、『認証認可条例』(2003年11月1日より実施)が規定している。2012年現在、強制認証機関は10、検査計測機関は158ある。外国経営者は中国国内で認証機関を設立し、認証活動に従事することができる。

『輸出入石炭検験管理方法』(2006年8月1日より実施)により、輸入石炭につき陸揚げ港の検査検疫機関が検査を担当する。輸入石炭が荷揚げされる前に、輸入石炭の荷受人またはその代理人は陸揚げ港の検査検疫機関に検査検疫を申請すべきである。検査検疫機関が輸入石炭の安全、衛生、環境保護および品質、数量、重さについて検査する。検査されていないまたは不合格な輸入石炭は中国国内で販売・使用されてはならない。また、輸出石炭につき、輸出石炭生産企業が輸出用石炭を出荷する前に、輸出契約または商務部が発給した輸出割当許可証および企業自主検査の合格書をもって、産地の検査検疫機関に申告すべきである。産地の検査検疫機関が「輸出貨物証明交換の証明書」を発給する。輸出石炭が港で荷積みされる前に、石炭輸出企業は「輸出貨物証明交換証明書」をもって港の検査検疫機関に検査検疫を申請すべきである。港の検査検疫機関が輸出石炭の安全、衛生、環境保護および品質、数量、重さを検査する。安全、衛生、環境保護などに関わる深刻な問題がある場合、適切に処理できなければ石炭を輸出することはできない。

中国 貿易管理制度

『輸入商品の破損に対する検閲鑑定管理方法』（2007年10月1日より実施）により、輸入商品が破損または傷つけられた可能性がある場合、輸入商品の荷受人またはその他の関係者は、陸揚げ港の検査検疫機関に破損状況の検査・鑑定を申請しなければならない。荷受人またはその他の関係者は検査検疫機関の検査・鑑定の結果に対し異議がある場合に、指定された期限内に検査・鑑定の結果を出した検査検疫機関またはその上級検査検疫機関ないし国家質量監督検閲検疫総局に再検査を申請することができる。当事者は検査検疫機関または国家質量監督検閲検疫総局が出した再検査の結果に不服の場合には、行政再議を申請することや、裁判所に提訴することもできる。

『輸入自動車の車両識別番号（VIN）に対し入国認証管理を実施する公告』（2008年3月1日より実施）により、輸入自動車のVINコード（車両識別番号）に対し輸入認証管理を実施する。

『重点中古機械電気製品輸入管理方法』（2008年5月1日より実施）と『中古機械電気製品の輸入管理の関連問題に関する公告』（2015年6月17日より実施）により、重点中古機械・電気製品は輸入に当たって検査検疫を通過しなければならない。検査検疫機関は合格品に対し「入境貨物通関票」を交付すると同時に、備考欄に「中古機械電気製品」を記入する。中国海事局およびその委託機関は中古船舶の検査、中国漁業船舶検査局は中古漁船の検査、中国民航総局は中古飛行機の検査をそれぞれ担当する。国家質量監督検閲検疫総局およびその授権した機関は中古船舶とエアクラフトを除き重点中古機械・電気製品についての検査を担当する。また、『中古機械電気製品の輸入管理の関連問題に関する公告』の現場検査リストに分類される中古機械電気製品に対し、検査検疫機構は関連製品の強制的な国家技術基準に基づき、現場検査を行う。検査により、安全、衛生、環境保護の基準をクリアできない製品について、検査検疫機構は受取人に廃棄を要求し、返品処理通知書を交付するとともに、税関に書面で通知する。税関は返品処理通知書に基づき、返品輸送手続きを済ませる。

『輸出入玩具検閲監督管理方法』（2009年9月15日より実施、2015年11月23日より改正実施）により、国家質量監督検閲検疫総局が各地域に設置した検査検疫機関は、輸出入玩具に対して検査監督管理を実施する。検査実施が必要な輸出入商品目録に明記された玩具および法律・行政法規に別途規定された玩具は、検査を受けなければならない。その他の輸出入玩具は抜取り検査が実施される。うち、輸入玩具は中国の国家技術規格の強制的要求に基づき検査が実施される。輸出玩具は、輸出先の国・地域の技術法規と基準に基づき検査が実施される。

『危険化学品の輸出入とその包装検閲監督管理の関連問題に関する公告』（2012年2月29日より実施）により、検査検疫機関が『危険化学品名録』に明記された輸出入危険化学品と包装に対して検査を実施する。輸入危険化学品とその包装は、①中国の国家技術規格（輸入製品の場合）、②国際公約、国際規則、条約、協定、議定書、覚書など、③輸入国・地域の技術規格、基準（輸出製品の場合）、④国家質量監督検閲検疫総局が指定した技術規範、基準、⑤貿易契約による①～④より高い技術規格などに従い検査される。輸出入危険化学品の検査は安全・衛生・健康・環境保護・詐欺防止などの要件や商品の品質・数量・

中国 貿易管理制度

重さなどを対象とする。輸入危険化学品に使われる包装は、包装型式、包装標記、包装類別、包装規格、単品重量、包装使用状況について検査される。輸出危険化学品の包装は海運、空輸、自動車、鉄道輸送による輸出危険貨物包装検査管理規定・規格に基づき性能検査と使用鑑定が行われ、「輸出貨物包装性能検査結果書」、「輸出危険貨物運送包装使用鑑定結果書」が交付される。

『輸出入予備包装食品ラベル検査監督管理規定』（2012年6月1日より実施）により、輸入予備包装食品ラベルは、中国の関連法令と食品安全国家規格を満たさなければならない。輸入予備包装食品に、①中国語ラベルがない、②ラベルのデザインが中国の法令と食品安全規格に合わない、③検査結果がラベルの内容と合わない、などの場合は、不合格とされる。

『輸入綿花検査監督管理方法』（2013年2月1日より実施）により、国外サプライヤーは任意で国家質量監督検査検疫総局に登録することができる。登録の申請が受理された後、3カ月以内に審査結果が発表される。合格した場合、有効期限3年の「輸入綿花国外サプライヤー登記証書」が発給される。これに基づき品質信用管理制度が実施され、輸入綿花の品質と国外サプライヤーの契約履行の状況に応じて、国外サプライヤーはA級（登記済みの国外サプライヤー）、B級（輸入綿花の品質と国外サプライヤーの契約履行に問題が起きたA級国外サプライヤーからの降級）、C級（登記をしていない国外サプライヤーおよび問題が起きたB級国外サプライヤーからの降級）にランク付けられ、登録時の審査に合格した企業はA級となる。輸入綿花の荷受人やその代理人が入国税関で検査検疫機関に検査を申請する際に、規定された書類のほか、登記済みの国外サプライヤーは「輸入綿花国外サプライヤー登記証書」（コピー）も提出する必要がある。検査検疫機関は国外サプライヤーの品質信用ランクに従い、輸入綿花の数量・重量検査、品質検査と残損検査を行い、証書を発給する。この場合、A級に対する検査が最も易しく、C級に対する検査が最も厳しいものとなる。ただし、保税区、出口加工区などの税関特殊監視管理区域に入る輸入綿花については、他の関連規定に従う。

検査検疫機関が輸出入商品を検査後、通関の際に、税関も商品に対して検査を行う。『税関による輸出入貨物検査管理方法』（2006年2月1日より実施）により、税関は、輸出入貨物の実状と荷受人・発送人による申告との一致性、また商品の分類、価格、原産地などを確かめるために、輸出入貨物を検査する。『税関による化学検査管理方法』（2008年12月1日より実施）により、税関が輸出入貨物の属性や成分、含量、構造、品質、規格などを確認できない場合、貨物を抜き取り化学検査を行う。

2. 検疫

『出入国動植物検疫法』（1992年4月1日より実施、2009年8月27日より改正実施）に基づき、中国は、輸出入される動植物、動植物製品と他の検疫物、またそれらを積載する容器、包装物、および動植物検疫区からの運送道具に対し、検疫を実施する。国家質量監督検査検疫総局が制定した商品分類に基づき、各地の検査検疫機関が法定検疫を行う。

中国 貿易管理制度

『輸入動植物検疫審査許可管理方法』（2002年9月1日より実施、2015年11月25日より改正実施）により、輸入動物（経由動物を含む）、動植物製品、特別許可による輸入禁止物などに関しては、輸入業者は貿易契約を締結する前に、あらかじめ国家質量監督検疫総局から「検疫許可証」を取得する必要がある。「検疫許可証」の有効期限は3カ月で、1回のみ使用可能である。

『輸出入遺伝子組替え製品検疫管理方法』（2004年5月24日より実施）により、輸入の遺伝子組替え動植物とその製品、微生物とその製品および食品を対象に、申告制度が実施される。申告の際、「農業遺伝子組替え生物安全証書」（または関連許可書類）と「農業遺伝子組替え生物標識審査認可許可書類」を提出しなければならない。標識管理が実施される輸入遺伝子組替え製品について、検査検疫機関による標識検査と実験検査が必要である。中国を通過する農業遺伝子組替え製品については、許可制度が実施される。また、遺伝子組替え製品の輸出について、輸出先国で実験検査または非遺伝子組替えの証明が必要とされる場合は、輸出業者は所在地の検査検疫機関に申請すれば、関連証明書が交付される。

『入国貨物に使用される木質包装検疫要求』（2006年1月1日より実施）により、入国貨物に使用される木質包装は、輸出国・地域の政府植物検疫機関が認可した企業が中国に認証された検疫除虫処理方法により処理し、かつ政府植物検疫機関許可のIPPC専用標識を付けなければならない。入国貨物に木質包装を使用する場合、貨物主やその代理人が検査検疫機関に検疫を申し出て、検査検疫機関の検疫実施に協力しなければならない。『出入国検疫検疫機関が検疫を実施する出入国商品目録』（以下、『目録』と略称）に収載された入国貨物が木質包装を使用する場合、検査検疫機関が木質包装に対して検疫を実施後、税関は検査検疫機関が発給した「入国貨物通関書」により貨物を通関させる。『目録』に収載されていない入国貨物が木質包装を使用する場合、検査検疫機関は通関後に検疫を実施する。

また、『出国貨物木質包装の関連要求に関する公告』（2005年3月1日より実施）により、出国貨物使用の木質包装は、規定された検疫除害処理の方法で処理すべきで、さらに専用標識をつけるべきである。除害処理方法、標識要求および監督管理規定は、国家質量監督検疫総局が別途通達することとする。検査検疫機関が出国貨物使用の木質包装に対し抜き取り検査を行い、規定を満たさないものは出国させない。

『原料として使用可能な固体廃棄物の輸入に関する環境保護コントロール基準』（2006年2月1日より実施）により、原料として廃物を輸入する場合、放射性検査を義務付けられる。紙くずの一般制限類雑じり物の比率は1.5%を上限とされ、厳格制限類雑じり物の比率は0.01%を上限とされる。また、電工製品の廃物を輸入する場合、回収利用可能な材料は、電工製品廃物の総重量の80%を下回ってはならず、うち利用可能な金属の含量は電工製品廃物の総重量の60%を下回ってはならない。

『出入国検疫検疫差押・留置管理規定』（2008年10月1日より実施）により、下記のいずれかの条件にあてはまる場合、検査検疫機関が法に基づき差押、留置を行う。

(1) 法定検査が必要とされる輸出入商品が書面審査、現場検査、感官検査または初歩測

中国 貿易管理制度

定を経て、人身と財産の安全、健康、環境保護などにおいて不合格となる証拠がある場合。

(2) 法定検査が必要とされない輸出入商品がサンプリング調査で、人身財産安全、健康、環境保護などにおいて不合格となった場合。

(3) 法定基準を満たさない輸出入食品・食用農産物など人体の健康と生命の安全にかかわる製品や、違法に使用された原料・補助料・添加剤・農業投入品、違法に生産された道具、設備など。

(4) 輸出入食品・食用農産物など人体の健康と生命の安全にかかわる製品の生産経営場所には、人体の健康と生命の安全を損なうような重大な弊害が存在する場合。

(5) 輸出入食品・食用農産物など人体の健康と生命の安全にかかわる製品に関連する違法行為には、違法行為と関係する契約、証書、帳簿またその他の資料が存在する場合。

『輸出入飼料と飼料添加物検査検査監督管理方法』（2009年9月1日より実施）により、飼料輸入に関して、一部の輸入飼料は、入国動植物検査許可証を取得する必要がある。輸入が認められる国・地域の生産企業に対して登録制度を実施し、輸入飼料は登録された外国企業からのものでなければならない。荷主またはその代理人は飼料を輸入する前に、検査検査機関に検査検査を申告し、原産地証明書、貿易契約、信用状、船荷証券、領収書を提出し、また製品によって入国動植物検査許可証、輸出元の国・地域の検査検査証明書、輸入飼料と飼料添加物製品登記証（コピー）を提出しなければならない。検査検査に合格すれば、入国貨物検査検査証明書が発給され、はじめて中国国内での販売・使用ができるようになる。飼料輸出に関しては、国家質量監督検査検査総局で登録された中国国内企業からのものでなければならない。輸出前に、荷主またはその代理人は原産地検査検査機関に検査検査を申告し、貿易契約、信用状、登録証（コピー）、出荷合格証明書などの書類を提出しなければならない。検査検査に合格すれば、出国貨物通関書、検査検査証書などが発給される。

『原料として使用可能な輸入固体廃棄物検査検査監督管理方法』（2009年11月1日より実施、2017年12月8日改正公布、2018年2月1日より実施）により、輸入廃棄物原料の外国サプライヤーが国家質量監督検査検査総局にて、中国国内荷受人が国家質量監督検査検査総局の直属検査検査局にて、それぞれ事前に登記することが必要である。登記を申請するに当たって、外国サプライヤーは登録登記申請書、税務登記文書、商業登記文書、組織構造に関する説明書、オフィスの平面図、加工現場の平面図、関連写真3枚以上、ISO9001またはRIOSなどの認証証明書のカラーコピーおよび作業指導文書などの書類を、中国国内荷受人は登録登記申請書、営業許可書、輸入経営資格証明文書およびそのコピー、管理制度文書、環境保護部門による許可を受けた輸入固体廃棄物の加工利用従事証明文書などの書類を提出する必要がある。合格と判定された場合、外国サプライヤーと中国国内荷受人はそれぞれ有効期限5年の登記証明書を発給される。実際輸入の場合、輸入廃棄物原料は積載輸送前に国家質量監督検査検査総局が指定した海外検査機関の検査を受ける必要があり、着岸後、中国の検査検査機関からの検査検査を受ける際に、荷受人は「積載輸送前検査証明書」を提出しなければならない。

『輸出入化粧品検査検査監督管理方法』（2012年2月1日より実施）により、化粧品輸

中国 貿易管理制度

入に関して、輸入化粧品は荷受人が検査検疫機関に届出をしておかなければならない。輸入化粧品の荷受人またはその代理人は、検査検疫を申請する時に、荷受人届出番号を提供する必要がある。検査検疫機関は申請を受理後、輸入化粧品に対して立入検査、サンプリング検査、実験室検査などを経て、検査検疫に合格した化粧品に、入国貨物検査検疫証明書を発給する。それによって、輸入化粧品は中国国内での販売・使用が可能になる。化粧品輸出に関しては、輸出化粧品の生産企業が国家質量監督検験検疫総局に届出をしておかなければならない。輸出化粧品の生産企業は、原材料の調達、検収、使用管理制度を整備する必要がある、原材料サプライヤーは原材料の合格証明書を提出する必要がある。輸出化粧品の荷主またはその代理人が産地検査検疫機関に検査を申請し、検査検疫機関が申請を受理後、輸出化粧品に対して立入検査、サンプリング検査、実験室検査などを経て、検査検疫に合格した化粧品に、出国貨物通関書、検査検疫証書などを発給する。

『輸出入食品安全管理方法』（2012年3月1日より実施）により、食品輸入に関して、中国に食品を輸出する輸出業者またはその代理人が事前に国家質量監督検験検疫総局に届出をしておかなければならない。輸入業者は事前に所在地の検査検疫機関に届出をしておかなければならない。輸入食品は入国動植物検疫審査許可が要求される場合、「入国動植物検疫許可証」を取得後、輸入することができる。輸入業者またはその代理人が検査検疫機関に検査検疫を申請し、検査検疫機関は審査を行い、検査検疫に合格した食品に合格証明書を発給する。それによって、輸入食品は中国国内での販売・使用ができるようになる。食品輸出に関しては、国家質量監督検験検疫総局は食品を輸出する生産業者、または輸出食品の原料栽培、養殖場に対して届出管理を実施する。食品を輸出する際に輸出業者またはその代理人が、契約、領収書、パッキングリスト、出荷合格証明、輸出食品加工原材料貨物供給証明文書などの証明書および関連許可文書を所在地の検査検疫機関に提出する必要がある。検査検疫機関は申請を受理後、検査検疫を行い、輸出の要件を満たした食品に通関書を発給する。

『輸入食品国外生産企業登録管理規定』（2012年5月1日より実施、2018年11月23日より改正実施）によれば、『輸入食品国外生産企業登録実施目録』（2012年5月7日より実施、2015年11月26日より実施）（以下『目録』と略称）が指定した食品であれば、国外の生産企業は登録により中国に輸入することができる。輸入食品の国外生産企業の登録は、所在国（地域）の主管当局が税関総署に推薦する形となっており、以下の条件が必要とされる。1) 企業の所在国（地域）の関連獣医サービスシステム、植物保護システム、公共衛生管理システムなどが評価審査に合格している、2) 中国への輸出食品に使われた動植物原料は非疫病地域からのもので、中国への輸出食品に動植物疫病が広まるリスクがある場合、企業の所在国（地域）の主管当局がリスクが解消・コントロール可能である旨の証明文書と関連科学資料を提供する必要がある、3) 企業が所在国（地域）の主管当局の認可を受けており、その衛生条件が中国の法律法規と標準規範を満たしていること。登録を申請する際には、以上の条件を証明できる書類および、以下の書類が必要とされる。①所在国（地域）の動植物疫病、獣医衛生、公共衛生、植物保護、農薬獣薬残留、食品生産企業登録管理と衛生要求などの関連法律法規、所在国（地域）の主管当局の機関設置と人員状

中国 貿易管理制度

況、法律法規運営状況などの資料、②登録を申請する国外食品生産企業リスト、③所在国（地域）の主管当局が推薦した企業の検疫、衛生コントロール実際状況の評価、④所在国（地域）の主管当局の推薦企業が中国法律法規を満たしている旨の声明書、⑤企業登録申請書、必要な場合は工場・生産場所・冷凍・冷蔵庫の平面図、プロセス図など。税関総署が専門家か機関を指定し、国外食品生産企業の所在国（地域）の主管当局が提出した資料について審査し、また必要に応じて実地評価を行う。税関総署が評価報告書に基づき登録の許可を決定する。登録を許可した場合、文書で国外食品生産企業の所在国（地域）の主管当局に通知する。登録を許可しない場合、文書で国外食品生産企業の所在国（地域）の主管当局に通知した上で、理由を説明する。登録有効期限は4年間で、満期1年前から、所在国（地域）の主管当局を通じて税関総署に登録延長を申請する。

『出入国者携帯品検疫管理方法』（2012年11月1日より実施）により、出入国者が次の物品を携帯して出入国する場合、検査検疫機関に申告し、検疫を受ける必要がある。①入国時における動植物とその製品およびその他の検疫物、②出入国時における生物種資源、絶滅に瀕する野生動植物とその製品、③出国時における国家重点保護野生動植物とその製品、④出入国時における微生物、人体器官、生物製品、血液と血液製品などの特殊物品、⑤出入国時における死体、骸骨など、⑥疫病地域からの、伝染病に感染した可能性のある出入国時の携帯品、⑦国家質量監督検疫総局が規定する、その他検査検疫機関に申告しまたは検査を受けるべき携帯品。

出入国者が次の物品を携帯して出入国することは禁止されている。①動植物病原体（菌種、毒種などを含む）、害虫および他の有害生物、②動植物疫病が流行する国・地域の関連動植物とその製品、および他の検疫物、③動物の死体、④土壌、⑤『携帯、郵送不可の動植物およびその製品目録』に明記された物品、⑥国が規定した入国禁止の廃棄中古物品、放射性物質およびその他入国が禁止される物品。

『国外から総合保税区に入る動植物製品の検査・検疫に対し、先に区内に搬入してから、検査を受ける制度に関する公告』（2019年2月27日より実施）により、動植物製品（同公告においては、国外から総合保税区に入ってまた区外に搬送されるもの、もしくは加工されてから区外あるいは国外に搬送されるもので、中国の法律に基づき検査・検疫を受けるべき動植物製品を指す）が入国時に動植物の検疫プロセスを経て、検査が必要と判断されたものに対し、総合保税区内における税関管理下の倉庫に先に入庫してから、税関よりサンプル検査と総合判定を受けることができる。

3. 検査検疫関連法

- (1) 輸出入商品検疫法（1989年8月1日より実施、2002年10月1日より改正実施、2013年6月29日より改正実施）
- (2) 出入国動植物検疫法（1992年4月1日より実施）
- (3) 出入国検疫申告規定（2000年1月1日より実施）
- (4) 輸入動植物検疫審査許可管理方法（2002年9月1日より実施、2015年11月25日より改正実施）

中国 貿易管理制度

- (5) 輸出入商品検閲免除方法（2002年10月1日より実施）
- (6) 出入国検閲検疫申告員管理規定（2003年1月1日より実施、2015年4月1日より廃止）
- (7) 質量監督検閲検疫行政法律執行証明書類管理方法（2003年1月1日より実施、2008年4月29日より改正実施、2016年12月6日改正・2017年4月1日実施）
- (8) 輸出入商品抜き取り検閲管理方法（2003年2月1日より実施）
- (9) 輸入動物と動物製品リスク分析管理規定（2003年2月1日より実施）
- (10) 輸入植物と植物製品リスク分析管理規定（2003年2月1日より実施）
- (11) 輸入中古機械電気製品検閲監督管理方法（2003年5月1日より実施、2016年1月1日より廃止）
- (12) 出国竹木草製品検疫管理方法（2003年7月1日より実施）
- (13) 入国動物遺伝物質検疫管理方法（2003年7月1日より実施）
- (14) 輸入中古機械電気製品検閲監督手順規定（2003年10月1日より実施）
- (15) 入国水生動物検閲検疫管理方法（2003年11月1日より実施）
- (16) 認証認可条例（2003年11月1日より実施）
- (17) 自動車で輸送する出国危険貨物包装容器の検閲管理方法（2003年12月1日より実施）
- (18) 輸出入商品検閲鑑定機関管理方法（2004年1月1日より実施）
- (19) 出入国遺伝子組替え製品検閲検疫管理方法（2004年5月24日より実施）
- (20) 認証証書と認証標識管理方法（2004年8月1日より実施）
- (21) 出国貨物木質包装検疫処理管理方法（2005年3月1日より実施）
- (22) 保税区分検閲検疫監督管理方法（2005年3月1日より実施）
- (23) 国家質量監督検閲検疫総局・税関総署・商務部・国家林業局公告第4号（出国貨物使用の木質包装の検疫要求）（2005年3月1日より実施）
- (24) 入国果物検閲検疫監督管理方法（2005年7月5日より実施）
- (25) 輸出入商品再検方法（2005年10月1日より実施）
- (26) 輸出入商品検閲法実施条例（2005年12月1日より実施、2017年3月1日より改正実施）
- (27) 国家質量監督検閲検疫総局・税関総署・商務部・国家林業局公告第11号（入国貨物使用の木質包装の検疫要求の公布に関する公告）（2006年1月1日より実施）
- (28) 入国貨物木質包装検疫監督管理方法（2006年1月1日より実施）
- (29) 税関による輸出入貨物検査管理方法（2006年2月1日より実施）
- (30) 原料として使用可能な固体廃棄物の輸入に関する環境保護コントロール基準（2006年2月1日より実施）
- (31) 出入国港食品衛生監督管理規定（2006年4月1日より実施）
- (32) 輸出入石炭検閲管理方法（2006年8月1日より施行）
- (33) 輸入商品の破損に対する検閲鑑定管理方法（2007年10月1日より実施）
- (34) 通関書オンライン検証の実施に関する通告（2008年1月1日より実施）

中国 貿易管理制度

- (35) 輸入自動車の車両識別番号（VIN）に対する入国検証管理を実施する公告（2008年3月1日より実施）
- (36) 重点中古機械電気製品輸入管理方法（2008年5月1日より実施）
- (37) 出入国検閲検疫差押・留置管理規定（2008年10月1日より実施）
- (38) 税関による化学検査管理方法（2008年12月1日より実施）
- (39) 輸入食品・食品添加物の検閲の適用基準の関連問題に関する公告（2009年7月22日より実施）
- (40) 輸出工業製品企業の分類管理方法（2009年8月1日より実施）
- (41) 強制的製品認証管理規定（2009年9月1日より実施）
- (42) 輸出入飼料と飼料添加物検閲検疫監督管理方法（2009年9月1日より実施）
- (43) 輸出入玩具検閲監督管理方法（2009年9月15日より実施、2015年11月23日より**改正実施**）
- (44) 原料として使用可能な輸入固体廃棄物検閲検疫監督管理方法（2009年11月1日より実施、2017年12月8日改正公布、2018年2月1日より実施）
- (45) 原料として使用可能な輸入固体廃棄物を輸入する外国サプライヤー登録登記管理実施細則（2009年11月1日より実施）
- (46) 入国動物隔離検疫場所使用監督管理方法（2009年12月10日より実施）
- (47) 輸入植物の種・苗木の通関港の指定措置の実施に関する公告（2010年4月1日より実施）
- (48) 日本からの輸入食品・農産物の検閲検疫への監督管理のさらなる強化に関する公告（2011年4月8日より実施）
- (49) 出入国検閲検疫代理申告管理規定（2010年6月1日より**改正実施**、2015年4月1日より**廃止**）
- (50) 輸出入肉類製品検閲検疫監督管理方法（2011年6月1日より実施）
- (51) 輸出入水産品検閲検疫監督管理方法（2011年6月1日より実施）
- (52) 原料として使用可能な固体廃棄物の輸入に関する環境保護管理方法（2011年6月1日より実施、2015年11月17日より**廃止**）
- (53) シリコンスクラップの輸入に関する環境保護管理方法（2011年6月1日より**実施**、2015年11月17日より**廃止**）
- (54) 食品検閲機関資格認定管理方法（2010年11月1日より**実施**、2015年10月1日より**改正実施**）
- (55) 輸出入化粧品検閲検疫監督管理方法（2012年2月1日より**実施**）
- (56) 危険化学品の輸出入とその包装検閲監督管理の関連問題に関する公告（2012年2月29日より**実施**）
- (57) 輸出入食品安全管理方法（2012年3月1日より**実施**）
- (58) 携帯、郵送により入国禁止の動植物およびその製品目録（2012年3月2日より**実施**）
- (59) 輸入食品国外生産企業登録管理規定（2012年5月1日より**実施**）

中国 貿易管理制度

- (60) 輸出入予備包装食品ラベル検査監督管理規定（2012年6月1日より実施）
- (61) 出入国者携帯品検査管理方法（2012年11月1日より実施）
- (62) 出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録（2013年版）（2013年1月1日より実施）
- (63) 輸入綿花検査監督管理方法（2013年2月1日より実施）
- (64) 輸出入乳製品検査検疫監督管理方法（2013年5月1日より実施）
- (65) 国家質量監督検査検疫総局による『輸出入乳製品検査検疫監督管理方法』の実施にかかると関連要求に関する公告（2013年5月1日より実施）
- (66) 国家質量監督検査検疫総局・税関総署による『出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録』の調整に関する公告（2013年8月15日より実施）
- (67) 国家質量監督検査検疫総局による輸入嬰兒幼児用配合粉ミルク管理強化に関する公告（2013年9月23日より実施）
- (68) 出入国検査検疫企業信用管理方法（2014年1月1日より実施）
- (69) 国家質量監督検査検疫総局・税関総署による『出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録』とHSコード連動調整に関する公告（2014年1月1日より実施）
- (70) 輸入食品不良記録管理実施細則（2014年7月1日より実施）
- (71) 国家質量監督検査検疫総局・税関総署による『出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録』の調整に関する公告（2014年6月9日より実施）
- (72) 出入国の非食用動物製品検査検疫監督管理方法（2015年2月1日より実施）
- (73) 出入国の特殊物品衛生検査管理規定（2015年3月1日より実施）
- (74) 出入国検査検疫の申告企業に関する管理方法（2015年4月1日より実施）
- (75) 中古機械電気製品の輸入管理の関連問題に関する公告（2015年6月17日より実施）
- (76) 輸入中古機械電気製品検査監督管理方法（2016年1月1日より実施、2017年4月1日より改正実施）
- (77) 輸出入商品の検査鑑定機関の管理弁法（2016年5月1日より実施）
- (78) 国家質量監督検査検疫総局による『輸入原料として使用可能な固体廃棄物の運輸前に指定された機関で検査する関連問題』の撤廃に関する公告（2016年8月15日より実施）
- (79) 入国の水生動物の検査検疫に関する監督管理方法（2016年9月1日より実施）
- (80) 国家質量監督検査検疫総局・税関総署による『出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録』の調整に関する公告（2016年9月1日より実施）
- (81) 国家質量監督検査検疫総局による『2016年国家級輸出品・農産品質量安全示範区』に関する公告（2016年9月9日より実施）
- (82) 国家質量監督検査検疫総局による『カンボジアから輸入米の新検査検疫要求』の実施に関する公告（2016年9月26日より実施）
- (83) 国家質量監督検査検疫総局による『米国から輸入甜菜粕の検査検疫要求』の実施

中国 貿易管理制度

- に関する公告（2016年9月26日より実施）
- (84) 国家質量監督検験検疫総局による『BMW、ロールス・ロイスの欠陥に警告』に関する公告（2016年11月18日より実施）
 - (85) 国家質量監督検験検疫総局による『汚染物基準を超える輸入電装製品に警告』に関する公告（2016年11月29日より実施）
 - (86) 国家質量監督検験検疫総局による『輸入旧医療器械に警告』に関する公告（2016年11月29日より実施）
 - (87) 国家質量監督検験検疫総局による『ニジェールのリフトバレー熱の入国』に関する公告（2016年12月15日より実施）
 - (88) 国家質量監督検験検疫総局・税関総署による『出入国検験検疫機関が検験検疫を実施する出入国商品目録（2017）』の調整に関する公告（2017年1月1日より実施）
 - (89) 国家質量監督検験検疫総局による『ニュージーランドへのぶどうの輸出およびニュージーランド産リンゴ、メキシコ産ブルーベリー、ペルー産ブルーベリー、チリ産もも、エジプト産ぶどうの輸入検査検疫要求』に関する公告（2017年1月11日より実施）
 - (90) 輸出入工業製品リスク管理方法（2017年4月1日より実施）
 - (91) 出入国死体、骸骨衛生検疫管理方法（2017年5月1日より実施）
 - (92) 原料として使用可能な輸入固体廃棄物検験検疫監督管理方法（2018年2月1日より実施）
 - (93) 国家質量監督検験検疫総局公告 2017年第5号——第二回入国食用水生動物指定入国検問所リスト公布に関する公告(2017年1月17日より実施)
 - (94) 国家質量監督検験検疫総局公告 2017年6号——輸入する木材および軟木の廃材の検査監督管理についての問題の明確化に関する公告(2017年1月18日より実施)
 - (95) 国家質量監督検験検疫総局公告 2017年第15号——輸出食品・農産物企業の中国国内・国外販売における『同一生産ライン・同一標準・同一品質』の更なる規範化および促進に関する公告(2017年2月22日より実施)
 - (96) 国家質量監督検験検疫総局弁公庁による『出入国検験検疫機関が検験検疫を実施する出入国商品目録』の調整に関する通知(2017年2月28日より実施)
 - (97) 国家質量監督検験検疫総局、税関総署公告 2017年第70号——『出入国検験検疫機関が検験検疫を実施する出入国商品目録（2017年）』の調整に関する公告(2017年9月15日より実施)
 - (98) 国家質量監督検験検疫総局、税関総署公告 2017年第93号——『出入国検験検疫機関が検験検疫を実施する出入国商品目録』の調整に関する公告(2017年11月1日より実施)
 - (99) 国家質量監督検験検疫総局公告 2017年第89号——検査検疫手続の簡素化・通関効率の向上に関する公告(2017年11月1日より実施)
 - (100) 国家質量監督検験検疫総局公告 2018年第1号——オーストラリアへの中国産核

中国 貿易管理制度

果、りんご、なしの輸出ならびにニュージーランド産アボガドおよびオーストラリア産核果、ぶどう、さくらんぼ、かんきつ類植物の輸入検査検疫要求についての公告(2018年1月4日公布)

- (101) 国家質量監督検験検疫総局公告 2018 年第 6 号——輸入ウズベキスタン産緑豆植物の検疫要求についての公告(2018年1月4日より実施)
- (102) 国家質量監督検験検疫総局公告 2018 年第 9 号——輸入トンガ産かぼちゃ植物の検疫要求についての公告(2018年1月11日公布)
- (103) 国家質量監督検験検疫総局、税関総署公告 2018 年第 21 号——『出入国検験検疫機関が検験検疫を実施する出入国商品目録 (2018 年)』の調整に関する公告 (2018年1月31日公布)
- (104) 税関総署、農業農村部公告 2018 年 36 号——『カザフスタンのアルマトイ州などの 5 州を無口蹄疫エリアに認定することに関する公告』 (2018年5月7日公布)
- (105) 税関総署、農業農村部公告 2018 年 35 号——『ハンガリーのアフリカ豚コレラの中国への流入防止に関する公告』 (2018年5月7日公布)
- (106) 税関総署、農業農村部公告 2018 年 47 号——『コロンビアの一部地区について口蹄疫の指定地域から解除することに関する公告』 (2018年5月21日公布)
- (107) 税関総署公告 2018 年 51 号——『一部の輸入動物植物の検疫審査の取消に関する公告』 (2018年5月29日公布)
- (108) 税関総署公告 2018 年第 62 号——『インド産米の輸入検疫要求』に関する公告 (2018年6月21日公布)
- (109) 税関総署公告 2018 年第 87 号——『ボリビア産キヌアの輸入検疫要求』に関する公告 (2018年7月6日公布)
- (110) 税関総署公告 2018 年第 88 号——『リフトバレー熱の中国への流入防止』に関する公告 (2018年7月6日公布)
- (111) 税関総署公告 2018 年第 89 号——『輸出貨物検査検疫管理の最適化』に関する公告 (2018年7月11日公布)
- (112) 税関総署公告 2018 年第 90 号——『検査検疫証明書の電子化』に関する公告 (2018年7月11日公布)
- (113) 税関総署公告 2018 年第 96 号——『ウルグアイ産食用ブルーベリーの輸入検疫要求』に関する公告 (2018年7月25日公布)
- (114) 税関総署公告 2018 年第 97 号——『ブルガリア産殻なしヒマワリの種の輸入検疫要求』に関する公告 (2018年7月25日公布)
- (115) 税関総署公告 2018 年第 111 号——『カンボジア産バナナの輸入検疫要求』に関する公告 (2018年8月24日公布)
- (116) 税関総署公告 2018 年第 118 号——『英国産じゃがいもの種の輸入検疫要求』に関する公告 (2018年9月17日公布)
- (117) 税関総署公告 2018 年第 128 号——『チェコ産麦芽の輸入検疫要求』に関する公

中国 貿易管理制度

- 告（2018年10月8日公布）
- (118) 税関総署公告 2018 年第 136 号——『アルゼンチン産新鮮食用ブルーベリーの輸入検疫要求』に関する公告（2018年10月19日公布）
 - (119) 税関総署公告 2018 年第 201 号——『中華人民共和国税関の化学検査方法に関する公告』（2018年12月17日公布）
 - (120) 税関総署公告 2019 年第 22 号——『燃料注入のため入国する国際航行船舶の検疫管理措置に関する公告』（2019年1月30日公布）
 - (121) 税関総署公告 2019 年第 132 号——『2019年における法定検査商品以外の輸出入商品に対するサンプル検査の実施に関する公告』（2019年08月12日より実施）
 - (122) 税関総署公告 2019 年第 159 号——『輸入大口商品に対する重量検査監督管理方式の調整に関する公告』（2019年11月1日より実施）
 - (123) 税関総署公告 2019 年第 168 号——『輸入自動車の環境保護項目検査の規範化に関する公告』（2019年11月1日より実施）
 - (124) 税関総署公告 2019 年 180 号——『特殊物品の国境通過禁止に関する公告』（2019年11月21日より実施）
 - (125) 税関総署公告 2019 年 179 号——カザフスタン産飼料用小麦粉の輸入検疫要求に関する公告(2019年11月21日より実施)
 - (126) 税関総署公告 2019 年 181 号——エチオピア産緑豆の輸入検疫要求に関する公告(2019年11月21日より実施)
 - (127) 税関総署公告 2019 年第 184 号——フィリピン産アボカドの輸入検疫要求に関する公告（2019年11月29日より実施）
 - (128) 税関総署公告 2019 年第 185 号——ギリシャ産キウイフルーツの輸入検疫要求に関する公告（2019年11月29日より実施）
 - (129) 税関総署公告 2019 年第 186 号——中国およびウズベキスタン産果物の第三国経由での輸出入にかかる検疫要求に関する公告（2019年12月15日より実施）
 - (130) 税関総署公告 2019 年第 187 号——メキシコ産植物バナナの輸入検疫要求に関する公告（2019年12月9日より実施）
 - (131) 税関総署公告 2019 年第 188 号——ウクライナ産菜種粕の輸入検疫要求に関する公告（2019年12月9日より実施）
 - (132) 税関総署公告 2019 年第 189 号——タイ産米糠粕、棕櫚種粕の輸入検疫要求に関する公告（2019年12月9日より実施）
 - (133) 税関総署公告 2019 年第 190 号——韓国産ピーマンの輸入検疫要求に関する公告
 - (134) 税関総署公告第 2019 年第 194 号——アルゼンチン産葡萄植物の輸入検疫要求に関する公告（2019年12月13日より実施）
 - (135) 税関総署公告 2019 年第 195 号——コロンビア産アボカドの輸入検疫要求に関する公告（2019年12月13日より実施）
 - (136) 税関総署公告 2019 年第 204 号——輸入保税オイルに対する検査管理の最適化に

- 関する公告（2019年12月31日より実施）
- (137) 税関総署公告 2019 年第 206 号——コンゴ民主共和国のエボラウイルスの中国への流入防止に関する公告（2019年12月23日より実施）
- (138) 税関総署公告 2019 年第 209 号——ブルガリア産コーン酒糟粕の輸入検疫要求に関する公告（2019年12月23日より実施）
- (139) 税関総署公告 2019 年第 214 号——中国産原料による加工鶏肉の米国への輸出に関する公告（2019年12月8日より実施）
- (140) 税関総署公告 2019 年第 219 号——自動車部品輸入の検査管理に関する利便化措置の推進公告（2019年12月30日より実施）
- (141) 税関総署公告 2019 年第 220 号——輸出入商品の検査検疫調整の商品目録の公告（2020年1月1日より実施）
- (142) 税関総署公告 2019 年第 222 号——『牛ランピースキン病に対する定量的リアルタイム PCR 作業ルール』等 52 項目の輸出入検査検疫標準に関する公告（2019年12月27日より公布、2020年7月1日より実施）
- (143) 税関総署公告 2019 年第 225 号——ブルネイ産メロンの輸入検疫要求に関する公告（2019年12月27日より実施）
- (144) 税関総署公告 2019 年第 228 号——キルギス産乳製品の輸入検疫要求に関する公告（2019年12月30日より実施）
- (145) 税関総署公告 2019 年第 230 号——中国産ナマズ類製品の米国への輸出検疫要求に関する公告（2019年12月30日より実施）
- (146) 税関総署公告 2019 年第 231 号——447 項目の輸出入検査検疫標準の廃止に関する公告（2019年12月31日より実施）
- (147) 税関総署公告 2020 年第 1 号——中国産梨のブラジルへの輸出検疫要求に関する公告（2020年1月6日より実施）
- (148) 税関総署公告 2020 年第 2 号——中国産キウイフルーツのチリへの輸出検疫要求に関する公告（2020年1月3日より実施）
- (149) 税関総署公告 2020 年第 3 号——アルゼンチン産シトラスの輸入検疫要求に関する公告（2020年1月8日より実施）
- (150) 税関総署公告 2020 年第 6 号——メキシコ産ベリー陸海共同輸送の輸入検疫要求に関する公告（2020年1月9日より実施）
- (151) 税関総署公告 2020 年第 7 号——ナイジェリア産飼料用モロコシの輸入検疫要求に関する公告（2020年1月13日より実施）
- (152) 税関総署公告 2020 年第 12 号——ブラジル産メロンの輸入検疫要求に関する公告（2020年1月22日より実施）
- (153) 税関総署公告 2020 年第 13 号——カザフスタン産乳製品の輸入検疫要求に関する公告（2020年1月22日より実施）
- (154) 税関総署公告 2020 年第 19 号——スロバキア産乳製品の輸入検疫要求に関する公

中国 貿易管理制度

- 告（2020年2月5日より実施）
- (155) 税関総署公告 2020年第22号——ミャンマー産米の輸入検疫要求に関する公告
（2020年2月6日より実施）
- (156) 税関総署公告 2020年第23号——海口税関を心臓ペースメーカーの輸入検査機構
として増加する公告（2020年3月1日より実施）
- (157) 税関総署公告 2020年第32号——米国産加工用ジャガイモの輸入検疫要求に関する
公告（2020年2月21日より実施）
- (158) 税関総署公告 2020年第33号——ドイツ産アマナの輸入検疫要求に関する公告
（2020年2月21日より実施）
- (159) 税関総署公告 2020年第37号——米国産ネクタリンの輸入検疫要求に関する公告
（2020年3月4日より実施）
- (160) 税関総署公告 2020年第39号——ウズベキスタン産ピーナッツの輸入検疫要求に
関する公告（2020年3月11日より実施）
- (161) 税関総署公告 2020年第46号——「特殊物品税関商品番号と検査検疫名称の対応
表」に関する公告（2020年4月1日より実施）
- (162) 税関総署公告 2020年第57号——イタリア産米の輸入検疫要求に関する公告
（2020年4月21日より実施）
- (163) 税関総署公告 2020年第60号——米国産アボカドの輸入検疫要求に関する公告
（2020年4月26日より実施）
- (164) 税関総署公告 2020年第64号——米国産ブルーベリーの輸入検疫要求に関する公
告（2020年5月13日より実施）
- (165) 税関総署公告 2020年第65号——米国産大麦の輸入検疫要求に関する公告（2020
年5月13日より実施）
- (166) 税関総署公告 2020年第66号——米国産クローバー草塊と顆粒、クルミ殻顆粒と
チモシー干し草の輸入検疫要求に関する公告（2020年5月13日より実施）
- (167) 税関総署公告 2020年第67号——チリ産オレンジの輸入検疫要求に関する公告
（2020年5月14日より実施）
- (168) 税関総署公告 2020年第69号——鉄鉾の輸入検査管理方式の調整に関する公告
（2020年6月1日より実施）
- (169) 税関総署公告 2020年第70号——インドネシア産ドラゴンフルーツの輸入検疫要
求に関する公告（2020年5月23日より実施）
- (170) 税関総署公告 2020年第84号——「2020年第三回中国国際輸入博覧会の通関通
知」と「税関による2020年第三回中国国際輸入博覧会を支援する利便化措置」に関す
る公告（2020年7月14日より実施）
- (171) 税関総署公告 2020年第86号——カンボジア産食用マンゴー植物の輸入検疫要求
に関する公告（2020年7月16日より実施）
- (172) 税関総署公告 2020年第87号——クロアチア産乳製品の輸入検査検疫要求に関す

中国 貿易管理制度

る公告（2020年7月23日より実施）

(173) 税関総署公告 2020 年第 89 号——中国とロシア産の乳製品の双方の貿易検査検疫要求の調整に関する公告（2020年8月10日より実施）

(174) 税関総署公告 2020 年第 90 号——セルビア産の乳製品の輸入検査検疫要求に関する公告（2020年8月12日より実施）

(175) 税関総署公告 2020 年第 93 号——エクアドル産の冷凍バナメイエビの輸入検査検疫要求に関する公告（2020年8月14日より実施）

(176) 税関総署公告 2020 年第 95 号——2020 年度法定検査商品以外の輸出入商品に対するサンプル検査の実施に関する公告（2020年8月21日より実施）